品川区総合庁舎広告掲載取扱基準

令和８年　９月３０日　企画経営部長決定

（趣旨）

第１条 この基準は、品川区総合庁舎広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第２条 要綱第２条第３号に定める政治活動、宗教活動に係るものとは、申込もうとする広告に次の各号に掲げる事項が表示されているものをいう。

⑴　特定の政治団体または宗教団体の趣旨に賛同し、これを支援する文言

⑵　特定の政治団体または宗教団体の代表者を敷衍する画像

⑶　形式的・儀礼的でない宗教行為の拡大を目的とした文言または画像

⑷　衆議院議員または参議院議員ならびに地方自治体の議員または首長に係る選挙に立候補した者および立候補することが推認される者の画像

付　則

この基準は、令和８年１０月１日より適用する。